

令和6年度

第65回埼玉県景観審議会

令和7年2月14日（金）

埼玉県都市整備部都市計画課

午前10時00分 開会

○(司会) 登倉主幹 皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、これから第65回埼玉県景観審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます都市計画課 総務・企画・景観・屋外広告物担当の登倉と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。

埼玉県景観審議会規則第5条第2項の規定により、会議を開くには委員の過半数が出席している必要があります。本日オンライン参加の2名の委員を含めまして9名の御出席をいただいております。既定の定数に達しているため、本審議会は成立となります。

また、本会議はペーパーレス化を実施しておりますので、会場の委員の皆様は、お手元のタブレットを御準備いただくようお願いいたします。

事務局で御用意いたしましたタブレットにつきましては、タブレットの脇に操作案内を御用意いたしましたので、操作の際に参考にいただければと思います。

なお、事務局で準備したタブレットの操作方法が分からない場合は、事務局職員にお尋ねいただくようお願いいたします。

次に、本日の資料を確認させていただきます。

事前にメールでお送りした資料が次第、出席者名簿、資料1-1 専門家アドバイス及び公共事業景観形成専門部会の概要について、資料1-2 埼玉県公共事業景観形成指針 専門家アドバイス(案) 施工段階、資料2-1 埼玉県公共事業景観形成指針チェックシート改正の概要について、資料2-2 公共事業景観形成指針チェックシート(案)、資料2-3 公共事業景観形成指針チェックシート資料編(案)でございます。

オンライン出席の委員の方で、資料に不足がある方につきましては、画面共有機能で資料を映して説明いたしますので、画面を御覧ください。

それでは、議事に入る前に、埼玉県都市整備部都市計画課長の石川から御挨拶申し上げます。

○石川課長 改めまして、おはようございます。埼玉県都市整備部都市計画課長の石川でございます。

本日はお忙しい中、第65回埼玉県景観審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本会議は、多くの皆様に御出席いただくために、先ほども御案内ありましたが、オンラインと併用で開催させていただいております。改めまして、会議の開催に

つきまして御協力いただき、ありがとうございます。

本日は、2件の議題をお願いしています。

1件目は、埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについてです。

今回は、令和元年度に基本設計段階でアドバイスをいただきました県営住宅加須北小浜団地に対する施工後のアドバイスでございます。これは昨年10月17日に開催された公共事業景観形成専門部会で、二井部会長をはじめとした部会委員の皆様にご覧いただき、作成いただいたものでございます。

施工後のアドバイスにつきましては、公共事業における景観形成の礎となりますので、公共事業担当課所に共有し、今後の公共事業に生かしてまいりたいと考えてございます。

2件目の議題でございますが、公共事業景観形成チェックシートの改正についてでございます。

公共事業景観形成指針チェックシートは、平成24年から運用してきたところですが、昨年度開催した第63回埼玉県景観審議会において、委員の皆様からいただいた意見を受け、改正の検討を進めてまいりました。改正の内容につきましては、昨年10月23日と今年になってから1月17日に開催された公共事業景観形成専門部会におきまして、部会委員の皆様にご覧いただき、改正案を作成いたしました。本日はこの改定案に対して御意見をいただきたいと考えてございます。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野、お立場から忌憚のない御意見をいただきたく、お願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会の挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○（司会）登倉主幹 ありがとうございます。

本日は、会場及びオンラインでの開催としておりますが、会議録作成のために録音いたしますので、あらかじめ御了承をいただければと思います。

なお、会場出席の委員の方におかれましては、発言の際、手持ちマイクでの御発言をお願いいたします。

また、オンライン出席の委員の方につきましては、画面右上のマイクのマークをクリックしてミュート解除した上で、お名前を名乗ってから御発言をいただくようお願いいたします。また、御発言後は、同様にマイクのマークをクリックしてミュートにし、音が入らないようお願いいたします。

また、手を挙げるという機能もございますので、発言の際にはボタンを押していただき、御活用いただくようお願いいたします。

それでは、これより埼玉県景観審議会規則第5条第1項によりまして、作山会長に議長としての議事の進行をお願いいたします。

それでは、作山会長よろしくをお願いいたします。

○作山会長 皆さん、おはようございます。

まず、議事を進める前に、埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づきまして、本日の議事録に署名をいただく委員を指名します。

今回は二井副会長と荒井委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○二井委員 はい。

○荒井委員 はい。

○作山会長 ありがとうございます。

次に、本審議会は、埼玉県審議会規則第8条に基づきまして、審議会の会議は公開する、ただし出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができるとなっています。

私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様は本日の審議会を公開することについて反対の意見はございますか。

(なし)

○作山会長 それでは、本日の審議会は公開といたします。

事務局に伺います。

本日、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○野澤主査 いいえ、傍聴希望者はありません。

○作山会長 それでは、議事を進めます。

議題1、埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて、公共事業景観形成専門部会の部会長である二井部会長から御説明をお願いいたします。

○二井委員 二井です。

専門家アドバイス（案）は、県住加須北小浜団地建設工事の施工後のアドバイスが1件になります。

アドバイス（案）を説明する前に、専門家アドバイス制度及び令和6年度の公共事業景観形成専門部会の概要について事務局から説明をお願いします。

○越智主任 令和6年度専門家アドバイスの概要について、総務・企画・景観・屋外広告物担当の越智から御説明いたします。

モニターを御覧ください。

お手元の資料は、資料1-1 専門家アドバイス及び公共事業景観形成専門部会の概要についての1ページ目を御覧ください。

1 根拠規定です。本県は、県が行う公共事業における景観形成の基本となる事項及び運用に関する事項を定めることにより、県の良好な景観形成に寄与することを目的とした埼玉県公共事業景観形成指針を策定しています。専門家アドバイスは、この指針に基づく運用指針の一つです。

2 専門家アドバイスの取扱いですが、御検討いただいたアドバイスは実施設計に反映させることを義務づけるものではないということと、アドバイスを受けた事業を例として、一般職員が配慮すべき事項や景観上の工夫の仕方等に気づく機会を与えることを主眼としています。

2ページ目を御覧ください。

3 公共事業景観形成専門部会ですが、専門家アドバイスの調査審議は、この専門部会が担うこととなっています。

令和5年度に開催した第62回埼玉県景観審議会で、二井委員を部会長とし、荒井委員、亀崎委員、作山委員、依田委員、江崎委員の6名に専門部会委員を務めていただくことになりました。

4 専門家アドバイスの流れですが、令和6年10月17日に専門部会を開催し、二井部会長をはじめとした5名の委員に御出席いただき、県営住宅加須北小浜団地を対象に現地視察と審議を行いました。その後、事務局にて素案を作成し、当日視察、審議いただいた専門部会委員からの御意見を踏まえ、アドバイス案を作成いたしました。

本日の審議会において、アドバイス案を報告し、承認をもってアドバイスを決定、今月中旬をめどに今回の公共事業を担当した営繕課にアドバイスをするとともに、県ホームページにて公表をいたします。

3ページ目を御覧ください。

5 対象事業の概要ですが、本事業は先ほど申し上げましたとおり、都市整備部営繕課の業務になります。老朽化した県営住宅の建て替えを行いました。共同住宅2棟と附属する建築物を新設しています。令和元年度に設計業務に対して、アドバイスを行いま

した。アドバイスを受け、工事は令和4年に完成しております。今回のアドバイスは、出来上がった建物に対して評価を行う施工段階アドバイスになります。

4ページ目を御覧ください。

令和元年度に行った基本設計段階のアドバイスになります。基本設計段階では、建築物等に関するもの、外構等に関するものの2つの観点についてアドバイスをいただいております。

具体的には、建築物を明るくきれいに見せ続ける工夫をする。経年劣化による建築物の汚れを目立たなくするようにする。全体のカラーシステムを組み立てた上で、細部を検討する。団地入り口にゲート性を持たせ、住民のアイデンティティーとする。見え方を意識した施設のデザインと配置をする。維持管理をしやすいようハード面での工夫をするといったアドバイスをいただきました。

これらの基本設計アドバイスへの営繕課の対応状況及び専門部会で取りまとめた施工段階アドバイス案が資料1-2となっております。

以上が専門家アドバイス及び公共事業専門部会の概要となります。

○二井委員 ありがとうございます。

それでは同じく、資料1-2を使用し、今回専門部会にて作成したアドバイス案を説明したいと思います。

今、御説明がありました基本設計段階のアドバイスを受けて、工事でどのように対応したのかというのが左側にまとめられております。先ほど御説明いただきましたように、10月17日に専門部会委員で現地に行き、県営住宅加須北小浜団地の建物を視察し、その後議論をし、まとめたものが右側の完成した事業の評価及び今後に向けたアドバイスになります。

まず、基本設計段階のアドバイスへの対応ですが、アドバイスに対して積極的に取り組んでいました。さらに改善すべき点として、1つ目に、これは県営住宅になりますが、周辺から景観として見られる対象でもあり、団地内には既存のオープンスペースなども設けられています。県営住宅の魅力をどのように周囲に波及させるのか、あるいは団地内の人たちにどのように暮らして欲しいのか、ということを確認して設計すると、より親しみが持てる空間となり、その周辺にとっても良い波及効果が生まれるような県営住宅になるのではないかという意見がありました。

それから、2つ目が建築物についてです。全体としては先ほども申し上げたとおり、

基本設計段階のアドバイスに対応していますが、例えば左下のバルコニーの写真を御覧いただきますと、やや全体としてのっぺりとした印象が見受けられます。同じ団地内に少し古い年代の県営住宅が建てられており、そちらは壁面が細かく分割されており、人間の使うスケールに近くなるよう工夫がされていました。そういうことを考えると、今回のようにバルコニーをコンクリートで立ち上げる場合でも、スリットなどを入れて分割するとか、そういった工夫ができると思います。

それから、資料左下の写真で建物の妻面にある屋外階段の外側に排水管がむき出しで取り付けられています。こういったものは、目立たない箇所に付けるようにすることが望ましく、設計の段階で隠すようにするという工夫が大事だと思います。

それから、現地に行ったときに、どこがメインの入り口なのかが分かりにくいと感じました。エントランスの底にアクセントとなる色を使用していますが、非常階段の足元のところにあり、メインエントランスだということが、わかりにくいいため工夫の余地があると思います。

さらに、植栽について、全体的に緑が多めに植えられています。先ほどのエントランス部分を明確にするような植栽を配置するなど、しっかりとメリハリをつけて植栽した方がいいという意見がありました。

外構につきましては、黒いアスファルト舗装がされていました。予算の問題もありますので、アスファルト舗装自体はいいと思いますが、そういったときにも境界部にピンコロ石を使用することで、費用を抑えつつ質感を高められるようなしつらえの方法があります。そういったものを用いていただけると、費用を抑えながら雰囲気をよくすることができるので、取り組んでもらえるといいという意見がありました。

参考意見として、今回の場合は建て替えのため、もともと住んでいらっしゃる方の意見を可能な範囲で反映するよう努めると良いと思います。ごみ捨場が設置されていましたが、実際には2棟の内、1棟だけ使われていたりしました。また、県営住宅の前面が駐車場になってしまっていて、建て替え順序の問題もあるため、必ずしも自由度があるわけではないと思いますが、駐車場の配置というのは、施設全体の印象に大きく関わります。その配置を工夫する、あるいは駐車場の中にも緑を入れるといったような工夫を考えていく必要があるという意見が出ました。

以上、簡単ですが、専門家アドバイスについての説明は以上になります。

○作山会長 ありがとうございます。

ただいま二井部会長から御説明のあった県住加須北小浜団地建設工事の埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

今回の案件は、基本設計段階のアドバイスに対応できており、比較的良好な景観を形成しています。今回のアドバイスについては、さらにクオリティーを上げるためのアドバイスになります。もう少し工夫するとさらにもっといいものができると思います。お金をかけずに、工夫でどうにかできるようなアドバイスをいただいたと思います。

おおむね案のとおりでよいと思われまますので、専門家アドバイスを本案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○作山会長 ありがとうございます。

それでは、これで決定したいと思います。

続きまして、議題2、公共事業景観形成チェックシートの改定について事務局から説明をお願いいたします。

○越智主任 公共事業景観形成指針チェックシートの改定について、事務局から御説明いたします。

モニターを御覧ください。

お手元の資料は、資料2-1埼玉県公共事業景観形成指針チェックシートの改定の概要について、1ページ目を御覧ください。

公共事業景観指針チェックシートですが、埼玉県公共事業景観形成指針に位置づけられております。この埼玉県公共事業景観形成指針は、県が行う公共事業について、基本的な事項や運用方法を定め、良好な景観形成に寄与することを目的としています。この指針において公共事業の設計段階及び工事段階において、公共事業担当課所は別途定めるチェックシート作成要領に従い、チェックシートを作成するとしております。

現在のチェックシートは、平成24年から運用しており、1,000万円以上の工事と全ての設計業務のうち、景観配慮の必要性が高い区域におけるもの、景観配慮の必要性が高い工種を含むものを対象としています。業務内容に応じて対応する景観形成上の工夫をチェックしてもらいます。チェックシートの作成を通して、公共事業担当者が景観に対する配慮や工夫の仕方を知るきっかけとなることを目的としています。このチェックシートの補足として、写真等で項目を解説する資料編を作成しています。今回は、このチ

チェックシートと資料編について、改定を行う予定です。

2ページ目を御覧ください。

改定の経緯について御説明いたします。

こちらが現行のチェックシートになりますが、内容が分かりにくい、使い勝手がよくないという課題があります。こちらが現在のチェックシートになりますが、対象事業の判断が煩雑で、全ての事業の項目が設計段階と工事段階で混在し、並んでいます。担当者は、関係のない事業や段階の項目も目を通す必要があり、負担となっています。

3ページ目を御覧ください。

そこで、昨年度、公共事業担当者がチェックしやすいように、レイアウトの変更やチェック項目の整理などを行い、景観審議会に報告したところ、内容そのものに対する御意見を多数いただきました。そういった御意見を受け、令和6年度に全面改定をすることといたしました。

4ページ目を御覧ください。

今回の改定内容について概要を御説明いたします。

まず、画面中段にあるチェックシートについては、分かりやすく、使いやすく、改定を行う予定です。

専門用語を控え、チェック項目を実施することで得られる効果を明示する。類似項目を統合する、事業別、段階別に分けて項目を構成要素ごとに整理するといった改定を行う予定です。

また、作成の対象については、圃場整備事業など、景観配慮の工夫の余地が少ないと考えられる事業は、一律チェックシート作成の対象外としていましたが、これを見直し、原則全ての公共事業について作成の対象としました。

この事業別、段階別についてももう少し詳しくお話しします。

5ページ目を御覧ください。

これまでのチェックシートは、マイクロソフトのワードで1つのファイルになっており、設計段階と工事段階におけるチェック項目が混在し、また道路や橋梁、建築物など、事業別のチェック項目が羅列されていました。これをマイクロソフトのエクセルにして、道路や橋梁、建築物など5つの事業のシートに分けました。さらに、設計段階、工事段階の2段階にシートを分けました。チェックをする公共事業担当者は、自分が担当する事業に該当するシート1枚の内容を確認すればいいことになります。

1 ページ戻って 4 ページを御覧ください。

画面下段の資料編につきましては、チェックシートの内容に合わせて改定を行う予定です。チェック項目に対応する工夫や事例を資料編で確認することができます。公共事業担当者は、チェックシートを作成する際、内容がよく分からないところは対応する資料編を見て、理解しながら作業を進めることができます。また、古い写真を更新し、公共事業担当者がイメージを持ちやすくしました。

エクセルを使用し御説明いたしますので、モニターを御覧ください。

チェックシート及び資料編の構成と使い方について、実際のシートを見ながら御説明をさせていただきます。

チェックシートはエクセルで作成しており、資料編も同じファイルに入っております。

チェックシートは道路、橋梁、河川、公園・緑地、公共建築物の5つの事業、設計段階、工事段階の2つの段階の10シートに分かれており、工事段階はまた別のファイルになりますが、10シートに分かれております。担当者は、担当する事業のシートのみを使用し、チェックを行います。資料編についても同じファイルの別シートになっています。

道路・街路の設計段階のシートを例に見ていきます。

項目はまず、施設概要があります。こちらの施設概要には、この事業が景観上どういった特性を持っているかを解説した部分です。

次に、全般として、その施設を造る際に、どういったことに注意すればいいのか、施設をよりよくしていくためのヒントを記載した部分になります。

全般以降は、各事業の構成要素ごとの項目になります。道路であれば、横断形状、のり面・擁壁、舗装、附属物である防護柵・照明柱・電柱等やサイン等です。この部分は各構成要素について、景観上悪いものが生まれないように、ネガティブチェックの項目を主に記載しています。担当者は項目を確認し、詳しく知りたい項目について、右側のリンクをクリックすると資料編にとぶことができます。リンクへ飛ぶと枠の一番上の部分はチェック項目のこちらですね。再掲になります。枠内には、項目を達成するための具体的な方法や良好な事例、悪い事例などが写真つきで解説されています。これらを確認し、これから実施する設計業務、工事でその内容が実施できるかどうかを考え、実施できる項目に担当者はチェックを入れ、それを念頭に設計業務、工事業務を進めてもらいます。

チェックシートの使い方については、以上です。

チェックシート及び資料編について、具体的な項目を説明いたします。

モニターを御覧ください。お手元の資料は、資料2-2 公共事業景観形成指針チェックシート（案）を御覧ください。

1 ページ目を御覧ください。

まず、道路・街路のチェックシートについて御説明いたします。

なお、施工段階のチェックシートは、設計段階のチェック項目を間引いたものになりますので、説明は省略いたします。また、項目について各事業で重複するものについては、説明を省略いたします。

道路の施設概要です。

道路は、交通のための空間であるとともに、都市や街区などの骨格を形成する公共空間である。地域の景観の基本的な構成要素であり、沿道の自然やにぎわいなどの景観を引き立たせる重要な役割を果たす。また、道路は種類、地域の特性、沿道の環境及び交通の量と質により、それぞれ異なる性格を持っている。地域性や道路の性格に応じた景観形成に努めるとしてしています。

全般の項目ですが、これまでのチェックシートには、景観をよくするための工夫についての記載はありましたが、業務によって地域の魅力をつくっていくという観点はありませんでした。そこで、担当者に地域の魅力向上のためにどういったことを大事にすればよいか、認識してもらうための項目を新たに追加しています。

1つ目として、沿道の歴史や市町村まちづくり計画、ヒアリングによる住民の要望などを把握することで、地域の魅力向上の観点から、道路整備の目標を設定することが望ましいというもの。

2つ目として、重要度の高い道路については、よりよい設計者に頼めるよう発注の方式を検討すること。同時に県の専門家アドバイスの活用を促す項目となっています。

3つ目として、市町村に地元とのパイプ役になってもらい、市町村沿道地権者と連携することで、地域のまちづくりに資する道路となるように計画することが望ましいとしています。

以降は、構成要素ごとの項目になります。もともとあった項目を生かしつつ、景観について詳しくない担当者でも分かるように、言葉遣いを平易にし、また項目をチェックすることで、景観上どのような効果があるのかが分かるようにいたしました。

4項目目、道路境界部に関する項目になります。公園や河川、沿道敷地と一体的に整

備し、連続性を持たせるといいという項目は、以前も同様のものがありました。しかし、なぜ連続性を持たせるといいのかは、記載されていませんでした。今回の改定では、周辺の町並みとの調和やゆとりある町並み形成のためという文言を追加しています。

7項目目、のり面・擁壁の項目になります。擁壁を用いる場合には、地域の景観になじむよう、石積みを検討する。それが難しい場合には、輝度が低く、時間とともに景観になじむコンクリート表面とするとしており、自然素材を採用することが最も望ましいことを示し、それが難しい場合の代替案としてコンクリート擁壁を挙げております。資料編には、それぞれ石積みの事例やコンクリート擁壁とする際の注意点を写真付きで掲載しております。

8項目目、舗装の項目では、中心市街地などにぎわいが重視される場所では、自然石やれんがなど自然素材の舗装材料を検討するとしており、場所の特性に応じて質の高い舗装材料の使用の検討を促しています。

2ページ目を御覧ください。

9、10項目目は、防護柵、照明柱、電柱等として、道路附属物の項目になります。デザインや色彩について景観に調和するよう、目立つ存在とならないようにという効果を示しました。また、連続する道路で、附属物等のデザインがちぐはぐにならないように、前後区間との連続性についても追記をしています。資料編には、景観色の例示や透過性の高い防護柵、附属物の共架の事例を掲載しています。

11、12項目目は、植栽の項目です。植栽は、景観に潤いをもたらすという効果を追記し、既存樹木の保全、それが難しい場合にも植栽を検討するとしています。資料編には、既存の樹木を保全した事例や街路樹の生育のための工夫などを掲載しています。

3ページ目を御覧ください。

橋梁のチェックシートになります。施設概要は、橋梁は景観を構成する特徴的な要素であり、地域のシンボルにもなり得る。また河川と道路の結節点として、良好な視点場にもなるため、視対象となる橋と視点場の提供の両面から景観形成の工夫に努めるとしています。

全般の項目は、道路と同様の項目に加え、3項目目では橋梁設計において、主役は何かを考えるきっかけとなるような項目を設けています。また、5項目目では橋梁の附属施設を本体構造と一体的に検討するよう促しています。

9項目目では、現在のチェックシートではあまり触れていなかった排水装置に関する

項目を追加しました。排水装置は目立ちやすく、景観の印象を損ねるため、鋼製排水溝などの採用を検討し、外付けの横引き排水管を避ける。横引き排水管とする場合には、目立たないように配慮するとしています。

10項目目には、新たに橋詰広場の項目を追加しました。橋梁周辺に滞留空間を計画する場合に配慮することを項目にし、資料編には事例を掲載いたしました。

4 ページ目を御覧ください。

河川のチェックシートになります。

施設概要です。河川は治水や利水の機能を持つとともに、地域に潤いと安らぎを与える貴重な自然空間であり、地域の景観形成上重要な役割を果たしている。地域や地形に応じて、親水性を高め自然環境と調和させた河川景観の形成に努めるとしています。

全般の項目は3項目目、市町村や地権者との連携に加えて、市町村とともにかわまちづくり支援制度の活用を検討を項目に入れていきます。

5項目目、堤防・のり面・護岸・高水敷の項目では、護岸において場所の特性に応じて自然環境を感じられ、水辺に親しめるよう水辺に下りる階段や滞留できる階段護岸を検討するとし、親水空間を整備することの効果を示して検討を促すようにしています。

5 ページ目を御覧ください。

公園・緑地のチェックシートになります。

施設概要として、公園・緑地等は、地域住民のコミュニティーの場であり、景観形成においても潤いと安らぎを与える重要な公共施設である。また多様な生物の生育環境の保全や防災機能など様々な役割を担っている。公園・緑地等の位置や規模、種別を踏まえた上で、都市の中で緑豊かな景観を提供する存在として、周辺環境との連続性に配慮し、開かれた空間となるよう努めるとしています。

5項目目の建築物の項目では、制限色の使用について、埼玉県公共事業景観形成指針の基準である3分の1以下とすることに加え、より望ましい基準として、5分の1以下とすることを追記しています。また、公園の特色として、制限色を用いる場合については、この限りでないとししました。

6 ページ目を御覧ください。

14項目目、駐車場・駐輪場については、道路や隣地境界線から後退させ、植栽で視線を遮る等で圧迫感を軽減するよう見え方を工夫するという項目を追加しました。

7 ページ目を御覧ください。

公共建築物のチェックシートになります。

施設概要は、公共建築物は、地域住民に身近な施設であり、地域の景観形成においても重要な役割を果たしている。地域性、用途及び規模等を踏まえた上で、地域の景観形成の核となるよう努めるとしています。

8 ページ目を御覧ください。

10項目目の建築物の項目は、公園・緑地の建築物の項目と同様に、色彩の基準ですが、望ましい基準として、制限色の使用を5分の1以下とするように追記しました。

モニターを御覧ください。

お手元の資料は資料2－3公共事業景観形成指針チェックシート資料編（案）を御覧ください。

資料編は、これまでの写真を更新し、チェック項目を実現するための具体的な手法やよい事例や悪い事例を学べるようにしました。これらの改定案については、2回の専門部会を経て、専門部会委員の方から項目への御意見や事例の御提供をいただいております。

また、資料編については、チェックシートの参考資料となりますので、今後も随時、景観形成上の工夫や良好な事例を追加していく予定です。

委員の皆様におかれましては、いい事例の写真がありましたら、事務局に御提供いただくようお願いいたします。

令和7年度から新しいチェックシートを運用したいと考えております。引き続き県の公共事業を通した景観形成について、公共事業担当課所に浸透させるよう努めてまいります。

公共事業景観形成指針チェックシートの改定についての説明は以上でございます。

○作山会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明のあった公共事業景観形成チェックシートの改定について御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

○江崎委員 江崎です。よろしく申し上げます。

この資料編で使用する写真について、事例としてふさわしいか判断しかねるため、提出できていないものを幾つか本日持ってきました。過去2回の専門部会で十分吟味しており、今日は確認という位置づけで、進行を妨げて申し訳ないですが、先生方に見ただいただいてもよろしいでしょうか。資料編に加えられるものがあればよいかと思っています。

す。

○作山会長 ありがとうございます。

専門部会の委員からも事務局に写真を数多く提供しておりますので、事務局の判断で、今回提供していただいた写真をセレクトできればいいと思います。

今回の改定でチェックシートの部分はずいぶん使いやすくなりました。資料編は、先ほど説明がありましたように、今の資料編で確定する必要はなく、加除式でこれからどんどん更新できるという形のものですから、委員の先生方からいい事例をどんどん付け加えていただくのは、非常にありがたいと思います。

また、今後は公共事業景観形成専門部会でチェックするのではなくて、提供いただいたデータから、事務局で分かりやすい写真を選択し掲載をしていく予定です。なお、著作権も含めて提供していただきたいということです。すごくいい事例がたくさんありますね。

ほかの委員の方いかがでしょうか。どうぞ。

○後藤委員 後藤です。よろしくお願いします。

今いただいた写真はすごく魅力的で、これは美しいなという感じがします。チェックシートを県の職員の方が開いたときに、やってみようとか、わくわくするとか、そういったモチベーションの上がるようなものと、より皆さんの機運が高まると思います。そうした意味で、初めにいただいた資料は、マイナスのものを削る項目や、よくないことはこういうことだという項目は、非常にたくさん書いてありますが、より景観を良くしていこうというような機運を高める考え方や文言がもう少しあると皆さんもっとやる気になるのではないかと思います。

例えば植栽に関して、道路や公共建築物のシートに、潤いをもたらすだとか、景観の視点場の邪魔にならないようにということは書いてありますが、植栽の魅力としてはシンボルツリーを植栽することや、桜やイチョウなどの四季を感じられる植栽によってより積極的に景観の魅力を高めるというような伝え方もあると思います。景観を良くつくるという視点をもう少し積極的に入れるとチェックシートを使うときに、機運が高まるのではないかと思います。

以上です。

○作山会長 ありがとうございます。

まさに、御意見のとおりで、チェックシートというのは、こういうのは困るといった、

ネガティブチェックが中心になってしまう。今おっしゃったような、想像的で魅力的なものを言葉で表現しても中々伝わらない。そこで、今回の資料編では、写真をつけ事例を示し、こういう創造的で魅力的なものはオーケーですといういわゆるポジティブチェックを持ってきました。ですから、そういう使い分けで資料編に、魅力的な事例を入れていただければと思います。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○高本委員 高本でございます。

景観の取組で、道路に立ち並ぶ電柱や電線を地中化すると景観がよくなるということで、大分前から電線の地中化がかなり推し進められてきていると思います。今回の資料2-3の道路の10項目目には、「共架（電線地中化を含む）により最小限の数にする」とあります。今回の八潮の道路陥没事故の中継をテレビで見えており、電線や電柱が穴の中に沈んでいったところにはどきっとさせられました。既存の電柱、電線はそういうことで徐々に解除されていくと思いますが、景観の観点は先ほどの考えですが、まちづくりの観点からは、県が道路を造るときに電線の地中化について、何か指導はなさっているのでしょうか。

○作山会長 事務局からお答えください。

○野澤主査 電線の地中化については、県として、景観上も当然ながら、倒れてきて逃げ遅れるといった防災上の観点からも重要性は認識をしており、駅前などを中心に取り組んでいるところです。

○作山会長 御指摘のように、私も電線の地中化は景観上、一番効果があると思っています。ただ一方、地中化については電力需要やその他、優先順位があり、今事務局から説明したようにシンボルロードや主要な道路について地中化を推進するという形で進められています。ただ、時代的には防災的な要因というのが重視されつつあり、今までは補助幹線的な道路の地中化については、お金をかけてまでやらなくてもよいという傾向でしたが、徐々にその辺が拡大される可能性があります。ただ、チェックシートでどこまで記載するかについては別の判断がありますので、地中化は非常に景観上望ましいけれども、ハードルが高い地中化の話的前提にできないというところで、あまり踏み込めていなかったというのは、確かに御指摘のとおりだと感じております。

○高本委員 今回は括弧書きということで、ちょっと表現を抑えていると思いますが、景観という観点と、都市計画という観点、いろいろな側面があると思います。そのあたり

で引き続き検討をお願いしたいと思います。

○作山会長 ありがとうございます。

景観計画での話になりますが、県としても重要な道路を景観重要公共施設と位置づけることによって、関連企業との調整をしやすいことができます。位置づけたからといって必ずしも地中化するということではないですが、やはり景観重要公共施設になると、電線地中化を検討するぐらいにはなると思います。景観法において景観重要公共施設はあまりうまく使われていないので、地中化にあたってもっと使っていけるといいと思います。ほかはいかがでしょうか。

二井部会長をはじめ頑張ってください、ずいぶん変わっていますので、担当者も苦労されたと思います。

どうぞ。

○二井委員 ありがとうございます。

本当に事務局がよく頑張ってくれて、いいものになったと思っています。

今、江崎委員に出していただいた写真もどれを載せていただいても問題ないと思います。ただ、どうしても限られた文字の中で全部説明するのは難しいということと、それからこういった資料を見たときに、それぞれの一つ一つの写真の裏には、何を狙ってつくっているのか、その意図があります。その意図が今の資料編だけでは伝えきれませんので、例えば国土交通省や、土木学会、造園学会などが出している賞をリンクしていくといいと思います。今回載っているものは、賞を受賞しているものも多く含まれています。先ほどもありましたように、エンカレッジしていくことはすごく大事ななと私も思います。こういういい場所ができるのであれば、自分でも頑張ってみようかと思ったときに、この街路を実現するにはどういうことをやっているのだろうかということを、事例のリンクによっては、このタイミングで社会実験をやりましたとか、このタイミングで地元とこういう話し合いをしましたとかというようなプロセスが載っているようなものもあります。ですから、さらにもう一つ踏み込んだ情報を拾えるようなリンクをつけていただけるとよりいいと思います。情報は御提供します。

よろしくをお願いします。

○作山会長 ありがとうございます。

景観行政の担当職員は、専門家ではない中で、徐々に専門家になっていきます。チェックシートの特に資料編の部分、今、二井副会長がおっしゃったように、ほかの国や学

会の賞などの優れた事例をどんどん見ていって、良好な景観というのはこういうものだ、工夫のポイントはこういうところがあるんだ、という気づきを得て、どんどん専門家になっていく。行政というのは担当者が変わってしまいますので、その中でどうやってチェックシートを運用していくかという、文章だけだと伝わらないので、資料編というのが非常に重要になってくると思います。今後とも継続的に追加更新をしていただければなと思います。ありがとうございます。

どうぞ、荒井委員。

○荒井委員 荒井です。

ありがとうございます。河川のチェックシートで、「自然環境を感じられる」という記載があります。専門家アドバイスなどを見ていると、自然環境を感じるだけではなくて、理解を進めてもらいたいと考えており、使う側の生物多様性や、生態系への理解も共に成長していく必要があります。そう考えると「感じる」だけではなくて、使う側も、それからつくる側も「自然環境への理解を進める」とし、より皆さん主体的に参加できる文章にしてもらえるといいと思います。

もう1点、今日の専門家アドバイスの事例はとてもよく、写真もいいと思います。実際つくるときに、維持管理をあまりしなくていいようにこういう植物を選定しましたというのも十分理解できます。コストの問題もありますので。ただ、植物はすごく大きくなっていきますので、適切な維持管理を想定した上で選定をしていただくということを入れていただけるといいと思います。植栽に関しては近年歩道に枝が落ちる事故が起きたこともあり総論賛成、各論反対になってしまっています。高木をできれば切りたい、入れたくないという意見が多くなってしまっている。維持管理をしたくないので、維持管理をしなくていい植物を選択すると読める書き方ではなくて、適切な維持管理を想定してという言い方をした方が適切だと考えます。植物自体は基本的には適切な維持管理がやはり必要で、それを踏まえた上で、それを理解した上で選んでいただきたいというような文言が一言でも入るとこの先植栽を推進しやすくなるし、植物を直接扱っている関連部署の方々に対しても景観の部署は植物に対する理解があるという意識を持っていただけたらと思います。

以上です。

○作山会長 ありがとうございます。

ただいまの御意見を踏まえて、事務局で修正を行います。修正したアドバイスは部会

長である二井副会長と私とで確認していきたいと思います。

植栽の部分というのは非常に悩ましく、公共事業の場合は比較的持続しやすいですが、民間の建物はそうではない。大規模建築物等の届出制度で出てきた際には最初はきちんと植栽されていますが、最近ロードサイドでよく問題になっているのは、植栽を全部伐採してしまい、全部モルタル化したり、砂利敷にしてしまったりするものもあります。住宅地でも同様な問題があり、外構が生垣で、きれいな街並みの良好な住宅地となっていたものが、相続で生垣の管理が大変だという理由で、全部モルタル化してしまう。特にハウスメーカーで、家だけ更新し、外構を全てモルタル化する事例が非常に多いです。ですから、今の植栽の適切な管理というのは非常に重要だと思います。

○依田委員 今回、とてもいい資料ができたので、県内のほかの市町村にも少し御紹介して、公共の考え方、景観の考え方を共有できるようになるといいと思いました。

ありがとうございます。

○作山会長 コメントありがとうございました。

それでは、いろいろな意見をいただきましたので、繰り返しになりますが、御意見を踏まえて事務局で一部修正を加え、私と公共事業景観形成専門部会長の二井副会長とで確認して、決定したいと思います。委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○作山会長 ありがとうございます。

それでは、おおむね原案をベースに修正するという事にいたします。

以上をもちまして、本日の議事は終了です。

御協力いただきありがとうございました。

議長の任を解かせていただき、進行を事務局にお返しいたします。

○(司会)登倉主幹 本日は、作山会長をはじめ委員の皆様には貴重な御意見いただきまして、誠にありがとうございました。

これもちまして第65回埼玉県景観審議会を閉会といたします。

オンライン出席の委員の皆様におかれましては、順次御退室をお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

午前11時01分 閉会